

令和7年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	120,000
うち社会保障財源化分	65,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		予算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	高齢者福祉事業	79,056	60,843	18,213
	児童福祉事業	121,892	95,798	26,094
	障がい者福祉事業	172,861	122,827	50,034
	母子福祉事業	4,372	421	3,951
	小計	378,181	279,889	98,292
社会保険	国民健康保険事業	48,153	21,131	27,022
	介護保険事業	89,783	4,044	85,739
	後期高齢者医療保険事業	56,636	11,403	45,233
	国民年金事業	0	0	0
	小計	194,572	36,578	157,994
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,055	526	529
	乳幼児医療給付事業	2,454	1,332	1,122
	予防事業	31,410	2,713	28,697
	診療所事業	82,523	10,000	72,523
	小計	117,442	14,571	102,871
合計		690,195	331,038	359,157
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				60,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など